

令和7年度

# 看護師特定行為研修

## 募集要項



## I 公益財団法人星総合病院の概要

### 1. 公益財団法人星総合病院の理念

#### 『 醫靈 』

これは辞書には載っていない語である。創始者星一郎が、私達の持てる力を最大限に発揮してもなお救えなかった人々の霊に対し、その霊をも醫（癒）したい、それが医道を歩む者が生涯持ち続けなければならない覚悟であるという信念が込められている。医療医学は科学であるが、その対象は情と心を持った人間である。このことを常に念頭におき、科学と人間の間を埋めることこそが私どもの使命である。医の原点を見据えながら「醫靈」という理念の具現化を図っていききたい。

### 2. 公益財団法人星総合病院の目指すもの

#### 『 おらが病院 』

医は人が人と向き合って成り立つ仕事である。従って医療技術は当然のことで、大事なことは愛の心、そこから生まれる信頼である。

「醫靈」はそれを一言にいい表した私どもの理念であり、その理念は保健、医療、福祉が一つのリンクに結ばれてこそ完成するものである。

私たちが目指すものは、「病気になってからくる病院ではなく、病気にならないためにかかる病院」づくりで、それがとりもなおさず、地域から愛され、頼りにされる「おらが病院」へつながることだと信じて研鑽している。

## II 研修概要

### 1. 看護師特定行為研修の概要

平成 27 年 3 月 13 日「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令」（厚生労働省令第 33 号）の公布を受けて、さまざまな領域で看護師が手順書により特定行為を行う場合に、必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修である。

※「特定行為」とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省省令で定められる 38 行為のものをいう。

### 2. 看護師特定行為研修の基本理念

特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他の医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならないものとする。

### 3. 公益財団法人星総合病院 特定行為研修指定研修機関の理念

当法人の地域医療支援病院としての役割は、高度医療の推進とともに在宅等の地域における医療の充実を図ることである。2025年問題を視野にこれからの医療の動向を見据えた地域医療を支える看護師の役割は大きく、様々な療養の場で安心、安全な医療を受けられる地域医療体制への貢献に努めていくことは必須である。

その中で、地域の教育機関としての役割の一つが、特定行為研修を修了した看護師を育成することである。高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を發揮すること、地域医療・へき地医療においても、適切な医療が適時受けられることは患者・家族への安心・安全・安楽に繋がる。在宅医療において患者中心の医療を提供することは重要であり、これらを実践させていくことを使命とする。

「おらが病院」として地域に愛され、頼りにされるために、地域の医療に貢献し、地域の教育機関として貢献する医療人を育てていきたい。

### 4. 看護師特定行為研修の目的

在宅を含む臨地の医療現場において、特定行為を行う看護師として、専門的な知識・技術・態度を身につけ、社会に貢献できる看護師を育成する。

### 5. 看護師特定行為研修の目標

- 1) 在宅を含む臨地の医療現場において、重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- 2) 在宅を含む臨地の医療現場において、特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎的な実践能力を身につける。
- 3) 在宅を含む臨地の医療現場において、患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 4) 在宅を含む臨地の医療現場において、対象の問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- 5) 自らの看護の可能性を追求し、主体的に学び続ける姿勢と社会に貢献していく責任や役割のあることを自覚する。

### 6. 区分別科目設置の目的

当法人では、在宅を含む臨地の医療現場において社会に貢献できる質の高い看護師の育成を目的に、平成28年に特定行為研修指定研修機関を設置し、創傷管理関連1区分より開始した。

特定行為研修指定機関の理念に掲げた通り、地域医療・へき地医療において適切な医療が適時受けられる体制を整えることは、患者・家族を含む地域全体の安心・安全・安楽に繋がり、在宅を含む臨地の医療現場において患者中心の医療を提供することが可能となる。よって、チーム医療のキーパーソンとして役割を發揮し、地域に必要とされる臨床実践能力の習得を更に図るため、平成30年度にはろう孔関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、精神および神経症状に係る薬剤投与関連の3区分を追加、さらに令和4年度からはCOVID-19などの新型感染症に対する医療体制を強化するため、感染に係る薬剤投与関連の1区分を追加することとした。精神科医療においては、昨今の社会的情勢を踏まえ今後ますます需要が高まると見込まれるため、適正に対応できる看護師の育成は重要であると考えている。

## 7. 研修領域（区分別科目）および定員

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1) 創傷管理関連             | 5名 |
| 2) ろう孔管理関連            | 3名 |
| 3) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連  | 4名 |
| 4) 精神および神経症状に係る薬剤投与関連 | 5名 |
| 5) 感染に係る薬剤投与関連        | 3名 |

\* 共通科目の定員を20名とする。

\* 修業課程（進度表）より研修の実効性の担保を考慮し、各区分単独での履修を推奨する。

\* 共通科目と区分別科目の履修時期重複によるさらなる負荷の軽減を図るために、複数の区分を希望される場合は事前にご相談ください。

\* 自施設での実習を希望する場合は、施設状況に応じて対応をする。

## 8. 区分別科目の目的・目標

### 1) 創傷管理関連

#### 【目的】

創傷管理に関する知識・技術・態度を習得し、在宅を含む臨地の医療現場において適正な判断の下、必要な行為を安全・安楽及び安心を基盤に実践することができる能力を身につける。

#### 【目標】

- (1) 創傷の種類と特徴、創傷治癒過程とメカニズム及び治療について理解することができる。
- (2) 褥瘡や慢性創傷を有している患者の身体所見をアセスメントすることができる。
- (3) 褥瘡や慢性創傷に対しアセスメントを行い、医師の指示の下の手順書に従い、適正な判断で適切な処置を実施することができる。
- (4) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全・安楽に実践することができる。

### 2) ろう孔管理関連

#### 【目的】

ろう孔管理に関する知識・技術・態度を習得し、在宅を含む臨地の医療現場において適正な判断の下、必要な行為を安全・安楽及び安心を基盤に実践することができる能力を身につける。

#### 【目標】

- (1) ろう孔の種類に応じた解剖を理解できる。
- (2) ろう孔を要する主要疾患とその病態生理及びろう孔造設の適応を理解できる。
- (3) ろう孔造設者の身体所見及び検査データをアセスメントし、医師の指示の下の手順書に従い、適正な判断で胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタン、及び膀胱ろうカテーテルの交換を実施することができる。
- (4) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全・安楽に実践することができる。

### 3) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

#### 【目的】

栄養及び水分管理に係る薬剤投与に関する知識・技術・態度を習得し、在宅を含む臨地の医療現場において適正な判断の下、必要な行為を安全・安楽及び安心を基盤に実践することができる能力を身につける。

### 【目標】

- (1) 持続点滴中の高カロリー輸液投与中の患者及び脱水症状を呈している患者の薬剤投与を実施するために必要な循環動態に関する局所解剖及び主要症候を理解することができる。
- (2) 対象の身体所見及び検査データから循環動態のアセスメントをすることができ、医師の指示の下の手順書に従い、適正な判断で持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整や脱水症状に対する輸液による補正を実施することができる。
- (3) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全・安楽に実践することができる。

## 4) 精神および神経症状に係る薬剤投与関連

### 【目的】

精神および神経症状に係る薬剤投与に関する知識・技術・態度を習得し、在宅を含む臨地の医療現場において適正な判断の下、必要な行為を安全・安楽及び安心を基盤に実践できる能力を身につける。

### 【目標】

- (1) 精神及び神経症状を呈している患者の薬剤投与を実施するために必要な精神・神経系の局所解剖・病態生理を理解することができる。
- (2) 精神疾患及び神経疾患の医学的所見に基づき対象をアセスメントすることができ、医師の指示の下の手順書に従い、適正な判断で精神及び神経症状を呈している患者の薬剤投与をすることができる。
- (3) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全・安楽に実践することができる。

## 5) 感染に係る薬剤投与関連

### 【目的】

感染兆候あるいは感染に係る薬剤投与に関する知識・技術・態度を習得し、在宅を含む臨地の医療現場において適正な判断の下、必要な行為を安全・安楽及び安心を基盤に実践することができる能力を身につける。

### 【目標】

- (1) 感染兆候のある患者及び感染症を呈している患者の薬剤投与を実施するための局所解剖及び主要症候を理解することができる。
- (2) 対象の身体所見及び検査データから感染兆候あるいは主要感染症をアセスメントすることができ、医師の指示の下の手順書に従い、適正な判断で抗生剤および各種抗生剤の投与量の調整や身体所見や検査結果等から病状の評価を行い、感染兆候時の薬剤投与を実施することができる。
- (3) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全・安楽に実践することができる。

## 9. 研修日程

令和7年4月～令和8年3月 (1年課程)

日程	内容	備考
令和7年4月	開講式	※詳細は受講決定後
令和7年4月～令和7年9月	共通科目	講義(e-ラーニング)・演習・実習・評価
令和7年6月～令和8年2月	区分別科目	講義・演習・実習・評価 *区分により、開始時期は異なる
令和8年3月	修了判定	
令和8年3月	修了式	

## 10. 研修場所(施設)

1) 共通科目 講義(e-ラーニング): 星総合病院  
演習・実習 : 星総合病院

2) 区分別科目

- (1) 創傷管理関連: 星総合病院、たむら市民病院
- (2) ろう孔管理関連: 星総合病院、三春町立三春病院、星ヶ丘病院
- (3) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連: 星総合病院、ポラリス保健看護学院
- (4) 精神及び精神症状に係る薬剤投与関連: 星総合病院、星ヶ丘病院
- (5) 感染に係る薬剤投与関連: 星総合病院、ポラリス保健看護学院

## III 応募要項

### 1. 受講要件

受講申請にあたっては、次に定める要件を満たしていることとする。

- 1) 日本国内における看護師免許証を有していること
- 2) 受講申請時点において、看護師免許証取得後3～5年以上の実務経験を有していること  
(看護師としての臨床実務経験5年以上が望ましい)
- 3) 所属(施設)長からの推薦があること(施設に勤務されている場合)

### 2. 選考方法

書類審査

### 3. 受講申請書類

- 1) 受講申請書 (様式1)
- 2) 履歴書 (様式2) 2枚(A4サイズ)
- 3) レポート (様式3) 10.5ポイント 横書き 明朝体で記載  
①看護師特定行為研修の志望理由②特定行為研修修了後、どのように活動していきたいか  
(①②合わせて1000～1600字程度。①②の配分は自由)
- 4) 看護師免許証の写し(A4サイズに縮小コピーしたもの)

※ 提出された書類は返却しない。

#### 4. 書類提出方法

- 1) 上記3の書類を、下記担当あてに「簡易書留」で郵送すること。
- 2) 所定の様式(受講申請書・履歴書・志望理由書・課題レポート)はホームページよりダウンロードできる。封筒の表に「特定行為研修受講申請書類在中」と朱書きで明記すること。

【宛先】 〒963-8501

福島県郡山市向河原町 159-1

公益財団法人星総合病院 教育研修センター 特定行為研修担当 宛

#### 5. 書類提出期間

- 1) 令和6年12月2日(月) ~ 12月25日(水)(当日消印有効)
- 2) 直接持参の場合は令和6年12月25日(水)17時を提出期限とする。

#### 6. 選考結果

令和7年1月下旬 可否通知書を本人宛に郵送する。

#### 7. 受講手続き

- 1) 可否通知の際に詳細を案内する。
- 2) 本研修受講にあたり、看護職賠償責任保険の加入が必須である。

### IV 受講費用について

#### 1. 研修受講料

特定行為区分	受講料	総額(共通+区分別)	総支払額(消費税10%込み)
共通科目	380,000円		418,000円
創傷管理関連	94,000円	474,000円	521,400円
ろう孔管理関連	61,000円	441,000円	485,100円
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	46,000円	426,000円	468,600円
精神および精神症状に係る 薬剤投与関連	72,000円	452,000円	497,200円
感染に係る薬剤投与関連	59,000円	439,000円	482,900円

- 1) 上記費用の他に、テキスト費用、実習施設への交通費等が発生する場合がある。

## 2) 補助金等についてのご案内

### (1) 特定行為研修推進事業（福島県）

- ・補助対象：看護師の特定行為研修に職員を派遣する福島県内の施設
- ・対象経費：受講に係る経費
  - ①受講料、②旅費及び宿泊費、③代替職員の人件費（訪問看護ステーションに限る）
- ・補助率：補助基準額の 10/10 以内
  - ①受講料 415 千円/人、②旅費及び宿泊費 85 千円/人、  
③代替職員の人件費 700 千円/事業所（令和 5 年度の内容を参考）

### (2) 特定一般教育訓練給付金（ハローワーク）

- ・補助対象：一般教育訓練を受講した本人
- ・対象経費：教育訓練施設に支払った教育訓練経費
- ・支給額：支払った教育訓練経費の 40% 上限 20 万円

## 2. 研修受講料振込期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 10 日（木）

## 3. 振り込み先

銀行名：福島銀行 郡山営業部

口座番号：普通預金 1029538

名義人：公益財団法人 星総合病院 理事長 星北斗

## 4. 注意事項

- 1) 振込手数料は受講申し込み者負担
- 2) 原則として入金後の返金はしない

## V 個人情報の取り扱いについて

受講にあたって提供いただいた個人情報は、書類審査、合格発表、受講手続き、履修関係等に必要  
な業務において使用させていただきます。当院が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続  
きにより開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

### 【問い合わせ先】 公益財団法人星総合病院 教育研修センター

（看護師特定行為研修担当者）

〒963-8501 福島県郡山市向河原町 159-1

電話 024-983-5511（代表） 内線 5054

024-983-5524（ダイヤルイン）

FAX 024-983-5526

E-mail kyouiku2@hoshipital.jp

\*令和 6 年 10 月 11 日